

就学ハンドブック

～学ぶ喜び つながる楽しさ～



令和7年3月

江田島市教育委員会

1. 一人一人のこどもの可能性を伸ばすために

特別支援教育は、幼児児童生徒の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を改善・克服するよう、適切な指導や必要な支援を行うものです。また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものです。

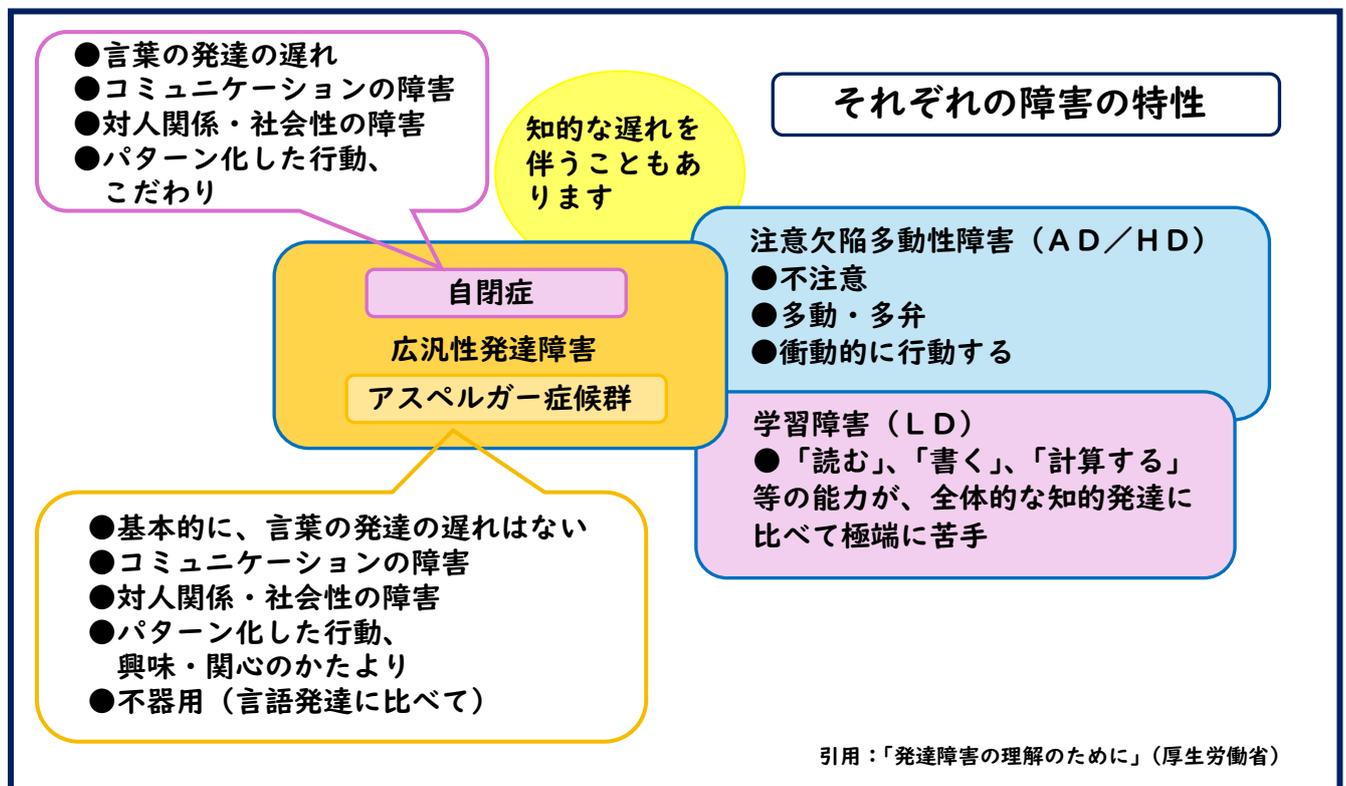
このリーフレットは、特別支援教育への理解と就学手続き等の周知のため、江田島市教育委員会が作成しました。市教育委員会や各校では、お子様の可能性を伸ばす環境や就学の在り方について、保護者の皆様と一緒に考えてまいります。

【江田島市がめざす教育の進化】

みんなを「そろえる」教育から、一人一人の可能性を「伸ばす」教育へ

2. 発達障害について

発達障害者支援法において、「発達障害」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。



発達障害がどのように現れ、また、どの程度困難なのかは、人それぞれ異なります。また、周囲の環境や接し方によっても、多様に変化します。ここでは発達障害の特性の代表例を紹介いたします。ただし、以下の事例と同じような特性があったとしても必ずしも発達障害があるわけではありません。



引用：「発達障害のことを知ってください」（広島県公式ホームページ）

「聞こえているが、指示が伝わっていない」「順序よく話すことが難しい」「周囲のちょっとしたことに気をとられやすい」「席を離れる、椅子をガタガタさせる等落ち着きがない」といったことは、どの子にも起こりうることです。

しかし、これらの問題が継続し、指導してもなかなか改善が見られない場合、本人が努力していなかったり、環境が整っていなかったりするからではなく、原因の一つとして、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害の可能性もあることも考えられます。

発達障害のあるこどもは、少しの手助けで能力を発揮する場合があります。早い時期からの周囲の理解とこどもの能力を伸ばすための支援や学習環境の調整を進めることが大切です。

引用：「発達障害のある子どもたちの理解と支援」（広島県教育委員会）

医師の診断を受けることで、お子様の特性の傾向が明らかになり、対応しやすくなります。また特別支援学校や特別支援学級に入るための審議には、診断書や発達検査等の結果、療育手帳等を取
得している場合は、手帳の写しが必要になります。

引用：「発達障害おうえんノート」（江田島市福祉保健部社会福祉課）

【江田島市・呉市で発達障害の診療が可能な医療機関】（令和7年3月時点）

市内	名称	所在地	問い合わせ
	医療法人社団吉田会 吉田病院	〒737-2126 江田島市江田島町津久茂二丁目6番2号	☎0823-42-1100

※ 中学生以上の生徒が対象となります。詳しくは医療機関に直接お問い合わせください。

	名称	所在地	問い合わせ
二次医療圏域 ※ 呉市	神垣小児科	〒737-0131 呉市広中町12-24	☎0823-71-3400
	医療法人正雄会 呉みどりヶ丘病院	〒737-0001 呉市阿賀北一丁目15-45	☎0823-72-6111
	小早川クリニック 心療内科	〒737-0112 呉市広古新開七丁目24-3	☎0823-76-3351
	重症心身障害児施設 ときわ呉	〒737-0024 呉市宮原十三丁目2番12号	☎0823-32-3777
	心療内科 村岡クリニック	〒737-0051 呉市中央二丁目6-10 村上ビルⅡ4階	☎0823-32-2223
	★ 独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	〒737-0023 呉市青山町3番1号	☎0823-22-3111
	邦友クリニック	〒737-0051 呉市中央1丁目4-2	☎0823-23-2111
	ほうゆう病院	〒737-0001 呉市阿賀北1-14-15	☎0823-72-2111
	こころのクリニック こかげ	〒737-0811 呉市西中央二丁目1番6号	☎0823-55-1555
	自衛隊呉病院	〒737-0027 呉市昭和町6-34	☎0823-22-5562

※ 二次医療圏域は、健康増進・疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する区域です。

※ 医療機関によっては対象年齢を定めている場合もありますので、直接お問い合わせください。

★印の医療機関は、中学生の診断書・意見書の作成が可能です。（★印以外の医療機関は小学生以上の診断書・意見書の作成が可能です）

※ 県内全ての発達障害診療医療機関については県のホームページ(下記 URL)からご覧ください。

[<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/iryoukikanrisuto.html>]

3. 学校全体で行う特別支援教育

小・中学校等の通常の学級には、発達障害を含む教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があります。また、特別支援学級では、基本的には小学校・中学校の学習指導要領に沿った教育が行われますが、児童生徒の障害の状態等に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にし、個々に具体的な目標と内容を設定しています。このように、全ての児童生徒に対する指導の充実を図るため、各校では、校内委員会の設置、特別支援コーディネーターの指名、個別の指導計画に基づいた支援の実施等、支援体制づくりを行っています。

【通常の学級】

一人一人の特性に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習を行います。

交流及び
共同学習

【特別支援学級】

障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。

対象：知的障害、自閉症・情緒障害
肢体不自由、病弱

交流及び共同学習とは、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動することをいいます。特別支援学級の児童生徒は、通常の学級との交流及び共同学習を通して、豊かな人間性をはぐくみ、集団生活に参加する能力、社会生活に必要な知識や技能を育成しています。

- 特別支援コーディネーターと呼ばれる教員が中心となって、福祉機関等の関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- 校内委員会を設置して、支援の方法等を検討する等、学校全体でこどもの支援を行います。
- 学習面や生活面における困難さを抱えている子どもについて、保護者と連携して「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人一人の教育的ニーズに合った支援を行います。

～特別支援学校とは～

特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校です。

広島県立呉特別支援学校 江能分級は、知的障害のある児童生徒を対象とした学校です。小学部、中学部、高等部があります。

江能分級小・中・高等部では、入学を希望される方の教育相談を行っています。

対象地域：江田島市江田島町・沖美町・能美町・大柿町及び呉市音戸町・倉橋町

ホームページ

<http://www.kureenou-sh.hiroshima-c.ed.jp/>



4. 各学級の主な学習内容について

特別支援学級とは各小学校・中学校に障害の状態に応じて設置される少人数の学級です。担任は1学級1名、定員は1学級8名です。1学級7名以上で3以上の学年の児童生徒が在籍する学級には、講師（非常勤）が配置される場合があります。

特別支援学級では、小学校・中学校の学習指導要領に沿った教育や特別支援学校の学習指導要領を参考にした教育等、こどもの特性に合わせた教育課程が編成できるようになっています。

① 知的障害特別支援学級

各教科の目標・内容を、下学年の目標・内容に変えたり、特別支援学校（知的障害）の各教科の目標・内容に変えたりして、児童生徒の実態に応じた教科書を使用するとともに、生活単元学習や作業学習等の「領域・教科を合わせた指導」をすることができます。小学校及び中学校のいずれの知的障害特別支援学級においても、通常の学級のこどもと活動を共にする機会を設け、集団生活への参加を促し、相互理解を深めるようにしています。

② 自閉症・情緒障害特別支援学級

原則、通常学級と同じ教科書を使用して学んでいきます。学習する内容は同じでも、特に、自閉症やそれに類するものと、主として心理的な要因の関与が大きい場合とでは、それぞれの原因が異なるため、指導内容・方法、学習環境の調整の仕方が大きく異なります。自閉症・情緒障害特別支援学級では、人とのかかわりを円滑にし、生活する力を育てることを目標に指導を進めていきます。小学校及び中学校のいずれの自閉症・情緒障害特別支援学級においても、通常の学級のこどもと活動を共にする機会を設け、集団生活への参加を促し、相互理解を深めるようにしています。

③ 肢体不自由特別支援学級

原則、通常学級と同じ教科書を使用して学んでいきます。こどもの個人差を考慮し、個別指導やグループ指導といった授業形態を積極的に取り入れたり、教材・教具の開発・工夫を行ったりするなどの配慮を行っています。さらに、個々のこどもの障害の状態や学習状況等に応じて、通常の学級のこどもと交流及び共同学習を行い、教科学習を効果的に進めたり、社会性や集団への参加能力を高めたりするための指導にも配慮しています。

④ 病弱特別支援学級

原則、通常学級と同じ教科書を使用して学んでいきます。小学校及び中学校のいずれの病弱特別支援学級においても、通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われており、それに加え、自立活動として健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導も行われています。

5. 就学先の決定について

就学先の決定に際しては、江田島市教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と江田島市教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、最終的には江田島市教育委員会が決定します。（学校教育法施行令：平成 25 年 9 月改正による）

特別支援学校や特別支援学級に入るためには、江田島市教育委員会が開催する教育支援委員会での審議が必要になります。未就学児の場合は、各認定こども園へ相談してください。また、現在小・中学校に通っている児童・生徒については、学校に相談してください。

教育支援委員会は、学識経験者・医師・児童福祉施設職員・特別支援学校教諭等の専門家から構成されており、本人の状況・教育的ニーズ・保護者の意見を踏まえた総合的な観点から就学先を検討する会議を行う組織です。

審議に必要な提出書類は、①検査結果、②診断書、③手帳の写し（療育手帳等を取得している場合）です。

教育委員会は、審議での意見をもとに、次年度の就学先を決定します。

～就学先決定までの流れ～

① 就学先の検討及び就学相談（4月～10月）

市内の認定こども園に通園している幼児の保護者を対象に「小学校就学前アンケート」を実施します。就学相談を希望する保護者へ、教育委員会担当者が保護者との面談を通して、お子様に必要な支援や適切な就学先について一緒に考えます。その際、必要に応じて発達検査等の結果や診断書、手帳等が必要となります。

※お子様が小学生又は中学生の場合は、お子様が通われている小・中学校に相談します。

※特別支援学校の就学には、特別支援学校での教育相談が必要です。

② 調査票の提出（8月～）

特別な支援が必要と思われるお子様について各園及び各校で調査票を作成し、発達検査等の結果・診断書（写しで可）・手帳の写し（療育手帳等を取得している場合）を添付して江田島市教育委員会へ提出します。

③ 教育支援委員会による審議（10月～11月）

教育支援委員会は、学識経験者・医師・児童福祉施設職員・特別支援学校教諭等の専門家から構成されており、本人の状況・教育的ニーズ・保護者の意見を踏まえながら総合的な観点から審議を行います。

④ 就学先決定（12月～）

教育委員会が保護者及び各校へ審議結果をお伝えし、就学先を確認します。その結果を踏まえ、保護者の意見を尊重し「通常学級」「特別支援学級」「特別支援学校」等への就学先を決定します。

～引用・参考文献～

- ・文部科学省（平成30年）「特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼稚部・小学部・中学部）」
- ・広島県教育委員会（令和6年4月）「障害のある子供と保護者のための教育支援ガイドブック」
- ・広島県教育委員会（令和3年3月）「特別支援教育ハンドブック No.1 令和3年改訂版～特別支援学級・通級による指導を中心に～」
- ・厚生労働省（2021年8月10日）啓発用パンフレット「発達障害の理解のために」
- ・広島県（平成21年3月）「『発達障害』との出会い」
- ・江田島市福祉保健部社会福祉課「発達障害おうえんノート」
- ・広島県立呉特別支援学校 江能分級ホームページ
- ・文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（令和4年4月27日）「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」

《お問い合わせ先》

〒737-2397

江田島市能美町中町4859番地9

江田島市教育委員会 学校教育課 指導係

電話 0823-43-1901 fax0823-45-3501



